

秋選管告示第125号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（選挙権を有する者の総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりであるので告示する。

令和7年9月9日

秋田県選挙管理委員会委員長 竹 田 勝 美

選挙区の別

秋田市	84,382
能代市山本郡	20,796
横手市	23,439
大館市	19,098
男鹿市	7,049
湯沢市雄勝郡	16,135
鹿角市鹿角郡	9,154
由利本荘市	20,406
潟上市	9,028
大仙市仙北郡	26,550
北秋田市北秋田郡	8,819
にかほ市	6,504
仙北市	6,756
南秋田郡	5,999